

公益社団法人岐阜県看護協会 看護研究助成金規程

(目的)

第1条 この規程は、看護の質の向上と質の高い看護職者を育成することを目指し、研究活動に対して奨励助成するために必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 公益社団法人岐阜県看護協会（以下「本会」という。）は、次の各号に該当する研究に対して、研究計画書等必要な資料の提出により、助成金を交付する。

- (1) 当該研究の代表者が、公益社団法人岐阜県看護協会の会員であること。
- (2) 研究は個人または共同研究とし、共同研究者は異なる施設の者でもよいこと。
- (3) 他団体の助成金を受けていないこと。また、過去に当助成金を受けていないこと。
- (4) 研究領域が、臨床看護、地域看護、看護教育、看護管理等に関するものであること。
- (5) 大学院（修士等）での研究ではないこと。
- (6) 申請する看護研究は、所属する施設の倫理委員会の承認を得ていること。なお、当該施設に倫理委員会が設置されていない場合は、岐阜県看護協会の研究倫理委員会において承認を得ていること。

(助成額)

第3条 助成額は、研究目的、研究内容、予算額等を考慮し、1研究ごとに別に定める。

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする当該研究の代表者（以下「申請者」という。）は、募集期間内に所定の交付申請書及び研究計画書を本会会長に提出しなければならない。

(助成の審査・決定)

第5条 会長は前条の申請書を受理した時は、審査委員会による審査を経て決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(研究の変更・中止)

第6条 助成金の交付決定を受けた申請者は、当該研究を変更・中止するときは速やかに会長にその旨の届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出を受け内容を審査した結果、会長が必要と認めるときは、助成金の一部又は全部を返還させることがある。

(助成金の使用制限)

第7条 助成金は、交付決定を受けた申請者が、直接研究に要する経費についてのみ使用することができる。

(成果の報告)

第8条 助成金の交付決定を受けた申請者は、交付年度の末までに、所定の「研究報告書・会計報告書」を提出しなければならない。なお、助成金の交付は所定の「請求書」を提出されてから行うものとする。また、研究成果について、翌年度の末までに看護系及び関連学会等に投稿あるいは口頭・示説発表し、所定の「研究学会等発表報告書」を提出しなければならない。

(審査委員会)

第9条 第4条に規定する交付申請書等を審査するため、本会に審査委員会を置く。

2 審査委員会は、次に掲げる委員6名をもって組織する。

- (1) 本会会長
- (2) 本会専務理事
- (3) 本会常務理事
- (4) 看護系の大学・短期大学・専門学校の教員から会長が選任した者 1名
- (5) 臨床看護管理職者から会長が選任した者 1名

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 審査委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(委任)

第10条 この規程の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の変更)

第11条 この規程の改正は、理事会の決議により行わなければならない。

附 則

1 この規程は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日から施行する。

附 則

1 この規程の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。